

令和5年度 京都府立大学学術振興基金 大学院生奨学金給付事業  
募 集 要 項

令和5年1月  
京都府立大学学術振興基金  
運営委員会（事務局企画・地域連携課）

科学技術の振興や学術文化の発展等を図ることを目的に、将来性のある優れた研究を行う京都府立大学の大学院生に対し奨学金給付事業を実施することとし、令和5年度における募集を行うものである。

1 応募者の資格及び条件

京都府立大学大学院修士課程（博士前期課程）に現に在学する大学院生、もしくは応募時において京都府立大学大学院修士課程（博士前期課程）修了後3年以内の者であって、博士後期課程への進学を令和5年4月に予定する学業成績が優秀な者

ただし、京都府立大学大学院学則（平成20年京都府立大学規則第2号）第19条に規定する社会人学生は対象外とする。

2 奨学金の給付額

50万円／人

3 募集予定人数

6名以内

4 応募の手続

- (1) 別添の奨学金給付申請書（応募用）に必要事項を記入した上で、所属研究科を通じて当運営委員会（事務局企画・地域連携課）に申請すること（あわせてデータも提出すること）。
- (2) 応募期間は、令和5年1月23日(月)から令和5年3月7日(火)とする。

5 選考

研究科長の推薦を踏まえ、当運営委員会で審査し、奨学金給付の可否を決定する。

6 選考結果の通知

選考結果は、申請者及び関係研究科長に通知する。

7 研究成果報告書の提出等

奨学金の給付を受けた者は、令和6年4月末日までに所定の研究成果報告書（2,000字～3,000字程度）を作成し提出しなければならない。

8 給付の取消し等

給付対象者が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金給付を取り消し、返還を求めるものとする。なお、下記事項に該当する事実が生じたときは、研究科長は速やかに当運営委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学金給付決定後、給付対象者が辞退したとき。
- (2) 進学後、1年以内（休学期間は除く在学期間）に退学したとき。
- (3) 研究成果報告書を提出しないとき。
- (4) その他の理由により奨学金給付が適当でないと認められるとき。

## 9 その他

- (1) 奨学金の給付は、年2回払い（5月・11月）とし、奨学金口座振込申出書により給付対象者が指定する本人の銀行口座に振り込むこととする。  
なお、支払時に休学している場合は、原則として給付を留保し、復学後の在学状況や修学意欲等を踏まえ、給付時期を別途決定することとする。
- (2) 研究科長は、当運営委員会が別途定める日までに奨学金の給付を受けようとする者の修学証明書（5月分及び11月分）を提出しなければならない。
- (3) 給付対象者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに申し出なければならない。
- (4) 他の奨学金や授業料の減額及び免除を受けている場合であっても、当奨学金の給付を受けることができるものとする（ただし、他の奨学金等が重複受給を認めていない場合があるため、留意すること。）。